

生駒市教育委員会規則第2号

生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第17条中「男女共同参画プラザ」を「ダイバーシティ推進プラザ」に改める。

別表の1の表教育指導課の部指導係の項第5号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改め、同部教育政策室の項第2号中「学校教育改革」を「教育改革」に改める。

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「男女共同参画プラザ所長」を「ダイバーシティ推進プラザ所長」に改め、同条中「男女共同参画プラザ」を「ダイバーシティ推進プラザ」に、「男女共同参画プラザ所長」を「ダイバーシティ推進プラザ所長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。